⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地には、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、メダカ及びシンジコハゼが確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息範囲を通過しないことから、影響は極めて小さいとされている。オオタカ、クマタカ及びサシバについては、営巣が確認されていることから、起業者は専門家からなる委員会を設置しており、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。ハヤブサについては、営巣が確認されておらず、同様の生息環境は周辺に広く残されることから影響は小さいとされているが、起業者はオオタカ等と併せてモニタリング調査を継続することとしている。サンショウクイについては、周辺に同様の生息環境が広く残されていることなどから影響は小さいとされている。メダカ及びシンジコハゼについては、起業者は専門家の指導助言を受け、生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、準絶滅危惧として掲載されているミクリ、エビネ等が確認されているが、起業者は工事による改変箇所で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が58箇所存在するが、このうち54箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る４箇所についても福井県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することを主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づき、４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間のうち、大野インターチェンジ（仮称）から永平寺西インターチェンジ（仮称）までのルートについては、各インターチェンジ間の３区間において、申請案のほか、申請案より主に北側のルート案及び主に南側のルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、いずれの区間においても申請案は取得必要面積が最も又は２番目に大きいものの支障物件数が他の２案を上回ることはないこと、トンネル及び橋梁の総延長の合計が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件区間のうち、永平寺西インターチェンジ（仮称）から福井北インターチェンジ（仮称）までの事業計画は、平成４年８月21日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、福井県知事を会長とする中部縦貫自動車道建設促進福井県協議会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福井県吉田郡永平寺町役場

○国土交通省告示第千七十九号

次の信号符字を占有したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年十月二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＭＣ	141689	東鳳	24. 8.23
７ＪＭＫ	141716	らんばあと丸	24. 8.16
７ＪＭＮ	141724	第八豊清丸	24. 8.29
７ＪＭＲ	141736	第六十三幸漁丸	24. 8.23
ＪＤ3370	141688	長豊丸	24. 8.27
ＪＤ3384	141713	第二十五永進丸	24. 8.15
ＪＤ3387	141718	第三太喜丸	24. 8. 7
ＪＤ3392	141727	ながさき	24. 8.16
ＪＤ3395	141733	あいこう丸	24. 8.28
ＪＤ3399	141745	布引丸	24. 8.10
ＪＤ3407	141757	石宗丸	24. 8.24

○国土交通省告示第千八十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年十月二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＪＧＮ	141166	ＳＨＩＲＡＭＩＺＵ	24. 8. 6
７ＪＧＶ	141203	ＳＴＡＲ　ＡＮＧＥＬ	24. 8.13
ＪＧＥＲ	131118	第三興佑丸	24. 8.10
ＪＩＶＢ	126523	第八海工丸	24. 8.30
ＪＫＧＣ	120047	第二十一博洋丸	24. 8.27
ＪＥ2779	126614	第五十八共徳丸	24. 8. 6
ＪＥ2857	130692	第一欣栄丸	24. 8.28
ＪＥ2860	130922	第六欣栄丸	24. 8.14
ＪＥ3055	132211	第八協和丸	24. 8.16
ＪＧ3354	116257	第2501いかり丸	24. 8.27
ＪＧ3918	121978	とさぎり	24. 8.13
ＪＧ4761	128900	第三十三開運丸	24. 8.16
ＪＧ4855	130287	第二福神丸	24. 8.31
ＪＧ5197	133846	大国丸	24. 8. 6
ＪＨ2999	127541	第五十八恵漁丸	24. 8.15
ＪＪ3857	132387	第三勝丸	24. 8. 7
ＪＪ3867	132398	耕伸丸	24. 8.28
ＪＬ6138	133893	興晴丸	24. 8. 7
ＪＬ6363	133986	第十五永進丸	24. 8. 9
ＪＭ5674	130386	第七十八金比羅丸	24. 8.14
ＪＭ5925	131354	第二海福丸	24. 8. 3
ＪＭ5944	131332	第二十五大勝丸	24. 8. 3
ＪＭ6137	132717	第二十五海上丸	24. 8. 7
ＪＭ6360	133648	大伸丸	24. 8.27
ＪＭ6376	134467	長春丸	24. 8.31

○国土交通省告示第千七十一号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年十月二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
2582	6. 3.10	134467	長春丸
Ａ081311138	20.10.28	136632	第十五金屋丸
Ａ0913133	21. 3.18	130287	第二福神丸